

議案第11号

大阪市教育センター条例の一部を改正する条例案

大阪市教育センター条例（昭和59年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>大阪市<u>総合教育センター</u>条例 (設置)</p> <p>第1条 本市に<u>総合教育センター</u>（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">名称 <u>大阪市総合教育センター</u></p> <p style="padding-left: 2em;">位置 <u>大阪市天王寺区南河堀町4丁目</u></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、教職員の研修、教育に関する<u>調査研究等</u>を行い、本市教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> [略]</p>	<p>大阪市<u>教育センター</u>条例 (設置)</p> <p>第1条 本市に<u>教育センター</u>（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">名称 <u>大阪市教育センター</u></p> <p style="padding-left: 2em;">位置 <u>大阪市港区弁天1丁目</u></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 センターは、教職員の研修、教育に関する<u>調査研究及び生徒の実習等</u>を行い、本市教育の振興を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p><u>(3)</u> 情報処理教育に関する生徒の実習</p> <p><u>(4)</u> 児童、生徒及び幼児の教育相談</p> <p><u>(5)</u>・<u>(6)</u> [同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から

施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

教育センターを移転するとともに、同センターの名称等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。